

## 第74回国民体育大会茨城町協賛取扱要項

### 1. 趣 旨

この要項は、茨城町で開催される第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及びそのリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、大会の広報啓発・歓迎装飾に係る物品及び大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の提供・貸与とする。
- (2) 協賛者が現金による協賛を申し出たときは、その現金を大会運営に充てるものとする。

### 3. 協賛の手続き

- (1) 協賛は、第74回国民体育大会茨城町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (3) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4. 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

### 5. 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示す

るものとする。

- (2) 前号の協賛表示（表示方法，表示箇所，文字の大きさ等）については，協賛者と実行委員会とで事前に協議し決定するものとする。

## 6. 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは，協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。また，必要に応じて広報紙等にその旨を掲載することができる。

## 7. 協賛の受入期間

協賛の受入れ期間は，大会終了までとする。

## 8. その他

この要項に定めるもののほか，協賛の取扱いに関し，必要な事項は別に定める。